

**広島県告示第四百四十一号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	所在地	平成二十九年広島県告示第八十六号
区域の名称	土砂災害警戒区域	区域の名称
急傾斜地の崩壊	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	土砂災害特別警戒区域
沖塩屋D（六〇一〇）	広島県廿日市市沖塩屋三丁目地内	沖塩屋D（六〇一〇）
急傾斜地の崩壊	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	沖塩屋D（六〇一〇）